

香芝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月10日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第11号

香芝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

香芝市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種類	基準	金額（円）
1 行旅死亡人の収容に従事する職員の手当	1日	3,000
2 身元引受人のない死亡人の火葬及び納骨に従事する職員の手当	1日	1,500
3 感染症発生に伴う防疫作業に従事する職員の手当	1日	1,000
4 犬又は猫の死体処理に従事する職員の手当	1件	700
5 風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある次に掲げる現場（以下「災害現場等」という。）において行う巡回監視に従事する職員の手当 (1) 河川の堤防等 (2) 破損、欠壊その他の事由により通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 (3) 前2号に掲げる現場に相当すると認められる現場	1日	710
6 災害現場等における災害の発生した箇所若しくは発生するおそれがある箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査、避難所の運営又は罹災証明書の発行に係る住家の被害認定調査に従事する職員の手当	1日	1,080
7 風水害その他の災害によるし尿処理作業に従事する職員の手当	1日	2,000

備考 次の各号に掲げる場合のこの表の5の項から7の項までに規定する手当の金額については、それぞれ当該各号に規定する金額（同一の日におい

て当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第2号に規定する金額)とする。

(1) この表の5の項から7の項までに規定する作業が日没時から日出時までの間に行われた場合 これらの項に規定するそれぞれの金額にその100分の50に相当する金額を加算した金額

(2) この表の5の項から7の項までに規定する作業が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 これらの項に規定するそれぞれの金額にその100分の100に相当する金額を加算した金額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。